

平成31(2019)年度 法学研究科博士課程前期2年の課程 入学試験問題(一般選抜)

(科目名) 憲法
第1問
憲法上の政教分離原則について、空知太神社事件に関する2010年の最高裁大法廷判決は、従来の先例とは異なるアプローチをとったことで知られる。従来の先例の憲法論の概要を説明した上で、それとの相違点と共通点を明らかにすることに留意しながら、2010年判決の憲法論の特徴を説明せよ。

平成31(2019)年度 法学研究科博士課程前期2年の課程 入学試験問題(一般選抜)

(科目名) 憲法
第2問 法律案提出権者は、立法過程で文字通りイニシアティブを握るが、現行憲法典は、この点に欠缺があり、法律案提出権をどの機関が握るか沈黙している。法律案提出に関する以下の小問に答えなさい。
小問1 内閣の法律提出権については、憲法上認められるとする説とこれを否定する説との対立がある。それぞれの根拠を説明したうえで、あなたの見解を述べなさい。
小問2 国会議員は、当然に法律案の発議権を有する。ところが、1955年の国会法改正により、議員が議案を発議するには、衆議院においては20人以上、参議院においては10人以上の他の議員の賛成、予算を伴う場合は、それぞれ、50人以上、20人以上の賛成が必要になった。憲法上、問題はないか。